令和8年熊本地震により被災された方へ

八代市
令和8年10月

マイナ保険証等や現金がなくても
医療機関等の受診や介護サービスを利用できます

次の方は、医療機関やサービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料の支払いが不要**となります。(**県外の医療機関等も対象に、令和9年2月末まで実施予定**)※期間が延長されました。

(対象となる方)

八代市に居住し、次の①～⑤のいずれかに該当する被災者の方

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

＊り災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。

②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

③主たる生計維持者の行方が不明である方

④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※免除を受けるためには、上記の要件に該当する必要があります。医療機関等でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から確認を行うことがあります。

※免除できるのは一部負担金・利用料のみです。入院・入所時の食費・居住費などの自己負担分についてはお支払いいただく必要があります。

窓口負担が免除されるもの

次の保険を使用した場合の
窓口負担や利用料となります

○八代市国民健康保険

○熊本県後期高齢者医療

○八代市介護保険

○全国健康保険協会所管の保険
(協会けんぽ)

○一部の健保組合・国保組合

※市外や県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合でも支払いを求められることはありません。

※上記以外の保険についても免除となる場合があります。詳しくは各保険者にお問い合わせください。

問合せ先

○国民健康保険のこと
八代市役所　国保ねんきん課
☎0965－33－4113

○後期高齢者医療のこと
八代市役所　国保ねんきん課
☎0965－33－4490

○介護保険のこと
八代市役所　介護保険課
☎0965－33－4145

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○全国健康保険協会所管の保険
(協会けんぽ)
全国健康保険協会熊本支部
☎096－240－1030

●被災者の皆様は、マイナ保険証等がなくても医療機関を受診、介護サービスを利用できます。